

会 議 録

会議の名称	第1回 戸田市自治基本条例推進委員会
開催日時	平成29年12月18日(月) 午後7時00分～ 9時00分
開催場所	戸田市役所 大会議室A
委員氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 大山 宣治 <input type="checkbox"/> 横山 誠 <input type="checkbox"/> 柴田 忠雄 <input type="checkbox"/> 山田 博満 <input type="checkbox"/> 細井 明美 <input type="checkbox"/> 雨木 恵美 <input type="checkbox"/> 播 義也 <input type="checkbox"/> 市川 悦夫 <input type="checkbox"/> 市ヶ谷 裕乙 <input checked="" type="checkbox"/> 飯田 峻平 <input type="checkbox"/> 伊藤 寛幸 <input type="checkbox"/> 林 公子 <input type="checkbox"/> 竹内 正明 <input checked="" type="checkbox"/> 榎本 守明 <input type="checkbox"/> 池上 裕康 <input type="checkbox"/> 向野 絢子 <input checked="" type="checkbox"/> 松下 啓一 <input type="checkbox"/> 宮崎 快 (◎委員長 ○副委員長) (□出席 ■欠席)
事務局他	駒崎市民生活部長 後藤課長 石原主幹 元谷主事
議 題	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 戸田市自治基本条例について (3) 戸田市自治基本条例推進委員会の概要及び 市長諮問内容について (4) 平成29年度自治基本条例フォーラムについて (5) その他
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
議事録確定	平成30年 / 月22日 委員長 大山宣治

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>1 開会</p> <p>2 委員自己紹介</p> <p>3 議事</p>
事務局	<p>(1) 委員長・副委員長の選出</p> <p>委員長・副委員長の選任については、条例第5条の規定により委員の互選により定めることになっている。</p> <p>まず、委員長の選任について意見はあるか。</p>
委員	<p>前期で携わっている方をお願いするのが良いのではないかと。また、事務局の案があれば提示いただくと助かる。</p>
委員	<p>継続性の面を考えると、前期の大山委員長と横山副委員長をお願いするのが良いのではないかと。</p>
事務局	<p>ご意見いただいたとおり、大山委員長と横山副委員長に引き続きお願いするということがよいか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>《大山委員と横山委員、委員長席、副委員長席に移動》</p>
事務局	<p>市長から自治基本条例推進委員会委員長に対して諮問書が出されている。市長が公務のため、駒崎市民生活部長から代わりに大山委員長に諮問書をお渡ししたい。</p> <p>《駒崎市民生活部長から大山委員長に諮問書を渡す》</p> <p>ここで、大山委員長と横山副委員長からご挨拶をいただきたい。</p> <p>大山委員長 挨拶</p> <p>横山副委員長 挨拶</p>
事務局	<p>ここで、事務局職員の紹介をさせていただきたい。</p> <p>《事務局職員 自己紹介》</p>
事務局	<p>ここからの進行は委員長にお願いしたい。</p>

	<p>(2) 戸田市自治基本条例について</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、(2) これまでの啓発活動について、事務局に説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第1回会議資料に基づき以下の内容について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸田市自治基本条例の概要 ・ 制定のコンセプト、制定に向けた3つのステップ ・ 自治基本条例の理念 (まちづくりの4つの原則、まちづくりの主体と役割) <p>※マンガパンフレット等の資料についても説明</p>
<p>委員長</p>	<p>議事(2)について、何か意見等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局の説明に、なぜこの条例が必要になったのか、条例の制定に関わった立場から私なりの考えを付け加えたい。</p> <p>世界でまれに見る超高齢化社会を迎え、これまでの枠組みでは成り立たない時期が必ずくるとされている。戸田市は、出生率が高く、地方交付税も受けず、埼玉県内では恵まれている。しかし、これから超がつくスピードで高齢化が進んでいく。その戸田市の課題は、人口流動が多く、まちづくりをする上でのつながりが作りにくく、行政に委ねている部分が多いことである。</p> <p>一方地方では地域密着のコミュニティが出来上がっており、地元力・地域力が高い。戸田市は財政力があるが、地域力が今後の課題であると感じる。これまでの、行政におんぶにだっこ型では今後対応できず、若者たちが困ることになる。</p> <p>どうすれば、戸田のブランド力・地元力がアップするかを担保したものがこの条例であると考えている。市内で活動する皆さんが向かう方向性やそれぞれの思いを下支えするものである。市民、議会、行政が横のつながりをつくっていきましょう、連携していきましょうというのが基本である。すでに啓発活動をしている方々がよりその思いを強める方向性の条例でもある。</p>
<p>委員長</p>	<p>追加説明も併せ、議題(2)について、何か意見等はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>なぜ各地方自治体が自治基本条例を作らなければいけないのか、事務局に説明いただきたい。</p> <p>戸田市は条例が作られたのが遅いほうで、早い自治体は平成15～16年に動き、平成22年前後に作られたところが多い。戸田市における条例制定の背景が分かれば、これからの進め方も変わってくるのではないかと。</p>

事務局	<p>制定のタイミングとしては、先ほど委員から補足説明があった内容が背景にある。条例がなくてもこれまではやってこられたが、将来を見据え、今後は地域の力をいかし、まちづくりを進めていかなければならないという考えからであると認識している。</p>
委員	<p>全国の自治体に自治基本条例を作るように、総務省（旧自治省）から要請が出ていた時期があった。地方でできるものは地方でという中央集権から地方分権への移行の流れが発端だと理解している。そのあたりのこともお聞きしたい。</p>
委員	<p>きっかけはその流れによるものであるかもしれない。しかし、戸田市で条例を作る、となった時、先行する自治体を参考にするという意見もあったが、そのようにすると、戸田市らしさが出ない、また、行政から押しつけられたものでは地域の力にならないだろうという意見が、条例の制定過程における会議の中で出ていた。できれば、先行自治体にならうのではなく、戸田市の課題を一から足と耳で確認しながら作っていきたいという考えで、グループワークを重ねながら作ってきた。私の理解では、戸田市では敢えて遠回りをして作り上げた、というプロセスが他の自治体と比べてかなり違う点であると思う。</p>
委員	<p>全国の他の自治体の自治基本条例も内容は似ている部分がある。制定に至るまでの運用が違うのではないかと思える。</p>
委員	<p>先程話にあったように戸田市は独自の条例を作っていこうという考えから出発している。結果的にこれまで制定された他自治体の自治基本条例に比べて特段変わった内容にはなっていないかもしれないが、戸田市独自のやり方として、学ぶ期間や体験をもとに作ってきた経過がある。</p>
委員	<p>地方では、自治体によって取り巻く環境が全く違う。例えば、北海道のニセコ町では、かなり住民主体的な動きの中で、住民の権利を担保するために自治基本条例が作られた。しかし、我々の場合は背景として、まちづくりに対する意識の希薄さがある。我々のおかれている状況にあった条例づくりを議論のなかで勉強した。これまで愛知県新城市、静岡県焼津市の例を挙げられることもあったが、そのまま当てはまらない場合もある。</p> <p>戸田市の場合は、昔からの居住者と若く新しく転入されてきた方というまちの二層化構造がある。他からの流入が少ない自治体とは違う。その中でどうまちづくりをしていくのかが課題である。地方の代々住んでいる人しかいない地と戸田ではかなり違う。結果的に出来上がったものは同じようだが、プロセスは違う。例えば、担保される権利や範囲の見直しが盛り込まれている。今まで町会活動やボランティアなどは法的根拠として、どういう法の担保の中でやっていくのかが不明確であった。</p>

	<p>この推進委員会では、自治基本条例を血の通ったものにすることが大事である。</p> <p>(3) 戸田市自治基本条例推進委員会の概要及び市長諮問機関について</p>
委員長	<p>それでは、議事(3)について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1回会議資料に基づき以下の内容について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸田市自治基本条例推進委員会の目的 ・ 戸田市自治基本条例推進委員会の委員構成 ・ 戸田市自治基本条例推進委員会への市長からの諮問内容について ・ 第一期戸田市自治基本条例推進委員会の活動内容について ・ 戸田市自治基本条例推進委員会の今後のスケジュールについて
委員長	<p>議事(3)について、何か意見等はあるか。</p>
委員	<p>推進委員会は戸田市長の諮問機関という認識でいいのか。</p>
事務局	<p>その認識で間違いない。</p>
委員	<p>通常、諮問委員会は市の実施部門(執行部門)ではないが、委員会において事業を実施することがあるのか。実際に事業を実施できる諮問機関として位置づけされているのか。</p>
事務局	<p>そのように位置づけられている。</p>
委員	<p>委員会の選出母体として、子ども会育成連合会、青少年相談員協議会、男女共同参画推進委員会などがあるが、それらと同じ位置づけであるかが疑問である。基本的には違うと理解している。</p>
事務局	<p>例えば男女共同参画推進委員会は条例に基づく委員会で、本委員会と同等とみなしていい。任意団体ではなく、条例に基づく附属機関である。</p>
委員	<p>条例に基づく委員会は有効だが、例えば戸田市長の個人的諮問機関である場合は法的には無効である。それに対してお金をかけるのは、市民目線からみて公費の不当支出という判例もある。この委員会は条例に基づく附属機関であるということから、有効であることは理解した。</p> <p>行政のために委員会が活動した方がいいということだが、さらに2</p>

	<p>0条では「提案できる」という文言がある。推進委員会の所掌事項に明記されていない事柄に対しても提案、審議することができるのか。</p>
事務局	<p>自治基本条例推進委員会条例の所掌事項に「その他自治基本条例の推進に関し必要な事項」と記載されていることから、提案して頂くことは可能である。</p>
委員	<p>この諮問内容からすると具体的には何を話し合えばいいのか。答申する上での何か具体例はないか。また、諮問内容について、もっと具体化したものはないか。</p>
事務局	<p>市長の諮問内容をもとに推進委員会で議論していく過程で形にして頂ければいいと考えている。</p>
委員	<p>そうすると、かなり広範囲になるのではないか。</p>
事務局	<p>始めから議論の枠を狭くしてしまうのではなく、推進委員会で広い視点で様々なアイデアを出して頂き、議論の過程で、徐々に対象を絞っていければいいと考えている。</p>
委員	<p>元々このような推進委員会は、市政を市民目線でどうなのかと見ていくものだとして理解している。今は単純にまちづくりということで市民参加型に固執しているように誤解を受ける。例えば、戸田は埼京線の開通による交通アクセスの向上により、人口増加率が高い。アクセス問題からまちづくりをやっていくことも考えられる。</p>
委員	<p>戸田は埼京線の開通により急速に発展した。しかし、当初は埼京線開通に住民の反対があった。「戸田市立地適正化」で、駅を拠点に病院、銀行、郵便局、警察などの設置を求める意見など、どうすれば戸田を住みやすいまちにしていくか話し合われてきた。それらとリンクさせてまちづくりをつくりあげていければいい。この委員会は提言・答申できる重みのあるいい委員会だと思う。経験豊かな委員のご意見で、これからもご指導いただきたい。</p>
委員	<p>推進委員会は戸田のまちづくりをどうしていくかというもので、各部門にこういうものを話したらどうかとフィードバックしたり、また各部門で出されたものを委員会で受け、市行政に反映できないのかを検討したり、市長に答申していくというのが委員会の位置づけの最大の役割だと理解していた。</p>
委員	<p>私は自治基本条例の制定に携わった経験があるが、一般的な諮問機関は格式ある学識者が内容を精査し、市長に対して答申するものが多いという印象を持っている。それに対して、この自治基本条例推進委員会というのは、もっと委員自身が汗をかくという理解をしている。</p>

	<p>実際、推進委員会の条例をつくったときに難しかったことは、委員会的なものをつくろうという意見があったが、法的な縛りがあり、入れ込めなかったということである。</p> <p>この委員会の場合は、基本的には今回出された諮問の3つの項目にどうこたえていくかということから考えていく必要がある。事前に答申内容が見えるような議論はしたくないという思いがある。こちらから提案して、まちづくりの根幹にかかわる重要なことを委員会として取り挙げて、協議の原則に基づいて会議をしてもいい。例えば、防災・防犯、子ども、高齢化など個別のテーマに偏って活動してしまうのは、推進委員会としてよく吟味していかなければならない。</p> <p>自治基本条例を推進していくということは、三者が協議、協働することによってまちづくりの担い手が増えたり、横のつながりをつくったりすることである。個別のテーマを取り上げる場合は、根拠がないと説明がつかない。</p> <p>1月のフォーラムでは若者をまちづくりにどのように動員するのか、フォーラムをやることで、若者がまちづくりの担い手となるきっかけになることを期待している。条例が前に進んでいくのか議論する場にしたい。</p>
委員長	<p>様々な考えがあるのでまた次回の委員会で話し合いたい。</p>
(4) 平成29年度自治基本条例フォーラムについて	
委員長	<p>それでは、議事(4)について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1回会議資料に基づき以下の内容について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> • フォーラムの実施内容 <ul style="list-style-type: none"> 第一部：若者の発表 第二部：グループトーク • チラシ案の提示
委員長	<p>議事(4)について、何か意見等はあるか。</p>
委員	<p>チラシの中に、主催は「戸田市自治基本条例推進委員会」とあり、問い合わせは「戸田市役所市民生活部協働推進課」とある。この委員会が市の行政に携われるか疑問である。実施するところまでやれるのか。フォーラムは市政として実施するのか、委員会として実施するのか。</p>
事務局	<p>前回より、推進委員会と市が主催という形で実施をしている。</p>
委員	<p>この推進委員会は市民、議会、行政という三者協働がどのように醸造されているのかに対して、市長に対して答申する。実際にこれまで</p>

	実施してきている。
委員	委員会はあくまでも諮問機関として設けられている。戸田市の行政に携われるところまでやれるのかが疑問である。
事務局	諮問内容に対して、実際委員会の中で話をさせていただき、その答えを出すために実施すること自体必要だという結果が出たので、フォーラムを実施している。その意味では、実施できると考えている。
委員	行政として実施していくなかで、予算は委員会としてとれるのか。
事務局	予算的に戸田市の予算を使用しており、主催は自治基本条例推進委員会と戸田市を両方記載している。
委員	その場合、記載の順番は戸田市が先ではないだろうか。
事務局	推進委員会で議論を重ねた結果、このような形で実施をしている。
委員	この点が明確にされていれば、今後検討されるうえで推進委員会として必要なことはできると思う。例えば、今後さらに細かい点が出てくる。その場合、予算措置をお願いすることはできるのか。
事務局	実際、前期の推進委員会でもそのような話があり、平成30年度の先進地視察についても予算化している。
委員	フォーラムは来月1月に実施予定である。それまでに有志のミーティングで話し合えればよいのではないか。
委員	有志のミーティングの前に一度、委員の皆さんから意見を聞いてみてはどうか。商工会の若者に参加を促すことはできないか。
委員	商工会の青年部では高齢化を迎えており、20代前半のメンバーが不足している。第一部の発表者という点では、該当者がいない状況である。参加者であれば青年部のメンバーに周知することはできる。
事務局	フォーラムの対象は、新成人と高校生に限っているわけではない。20代でも30代でも問題ないと思う。
委員	発表してくれる若者がいないと、フォーラム全体の盛り上がりに影響が出てくる。町会連合会に呼びかけることはできないか。
委員	次の町会連合会の会議で事務局と話をしてみる。
委員長	新成人は2～3名来て頂けるといい。本来は5～6名いた方がより

	<p>良いが、思いついた意見があればいただきたい。</p> <p><u>(5) その他</u></p>
事務局	<p>以下の内容について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラムチラシ・ポスター配送に係る積込作業への協力依頼 ・ 広報1月1日号への自治基本条例特集記事掲載のお知らせ
委員長	<p>それでは、議事(5)について何かあるか。</p>
事務局	<p>事務局より以下の事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員より紹介のあった講演者の紹介 ・ 新たに委員になられた方に対する委員報酬に関する書類提出 ・ 戸田市賀詞交歓会の案内
事務局	<p>次回の委員会の日程は、平成30年2月頃を予定しており、その前にフォーラム開催に向けた有志ミーティングも実施する予定である。 詳細な日程については、後日改めて連絡する。</p> <p>4 閉会</p>